

発表担当ゼミ生（大熊、土方）の感想

金魚電話ボックス事件を担当いたしました。

各ゼミ生とのディスカッションのなかで著作物性を認めること自体には賛成という意見が100%でしたが、どの部分に著作物性を認めるかについては、大阪高裁が判断した受話器から気泡が出ている部分に創作性があるとしたうえで著作物性を認める、すべての要素に著作物性があるのでは等様々な意見がありました。

類似性の判断については、本質的な特徴は何なのか、現代美術においてはメッセージ性が重要なのでないか、金魚の数や種類が異なれば類似性がなくなる可能性があるかもしれないが線引きは難しい等、直接感得という基準があるものの類似性があるか否かの判断が難しいという意見で一致しました。

また、依拠性が認められる場合に類似性に影響するののかについては、類似性はあくまでも客観的に判断すべきという意見がある一方、ある程度の影響は結論としては生じるのではという意見もありました。

現代美術故の難しさかもしれませんが、著作物性を認めたとうえで著作権を保護する部分を限定的にするという方向をとることでバランスをとるというのが収まりの良い結論と感じました。